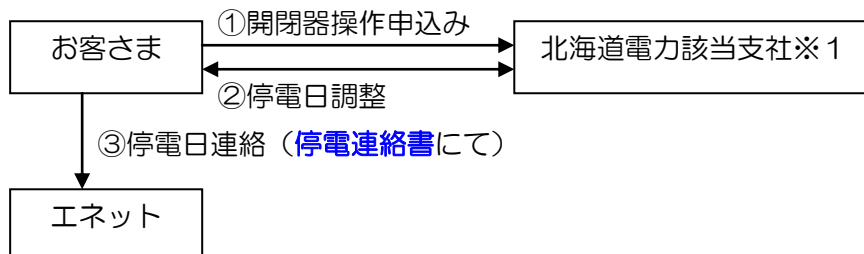


## 1. 停電時等の連絡体制について

### （1）連絡体制について（計画停電時）

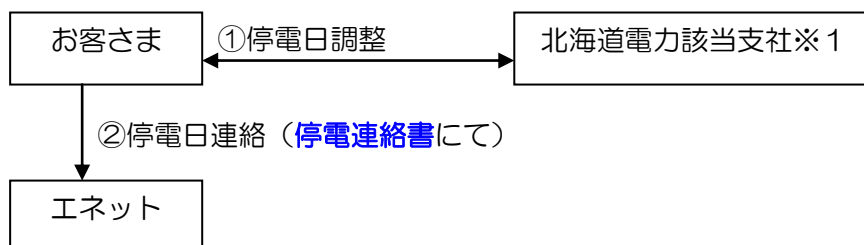
#### （ア）お客さまの作業により配電線路の停止が必要な場合



- お客さま側のみでの停電作業（配電路の停止が必要ない場合）については①②は不要となります。
- 現状開閉器操作申込を必要とされていないお客さまにつきましては①②は不要となります。
- ③につきましては、停電日を決定された後、停電日の**3日前**までにご連絡をお願いいたします。

※北海道電力との間で運用申し合わせ書等を取り交わされているお客さまにつきましては、上記①、②は運用申し合わせ書等に記載の連絡先・手順にてお願いいたします。

#### （イ）北海道電力又は他のお客さまの作業により配電線路の停止が必要な場合

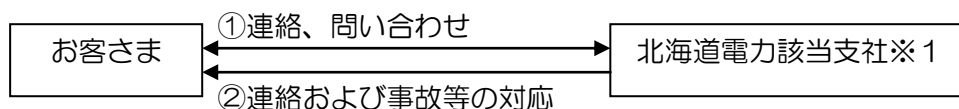


- 北海道電力または他の需要者様の作業により停電が必要な場合は、北海道電力とお客さまの間で停電作業の日時調整を実施していただきます。
- ②につきましては、停電日を決定された後、停電日の**3日前**までにご連絡をお願いいたします。

※北海道電力との間で運用申し合わせ書等を取り交わされているお客さまにつきましては、上記①、②は運用申し合わせ書等に記載の連絡先・手順にてお願いいたします。

（２）連絡体制について（突発停電時）

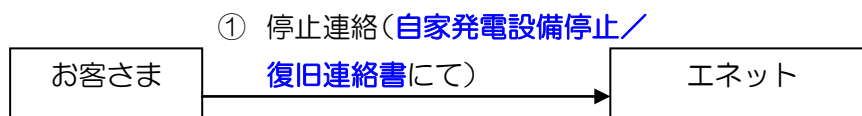
（ア）停電が発生した場合



- ・ お客さま設備の故障、事故等による停電時は従来通り電気主任技術者にお問合せください。  
 ※北海道電力との間で運用申し合わせ書等を取り交わされているお客さまにつきましては、上記①、②は運用申し合わせ書等に記載の連絡先・手順にてお願いいたします。

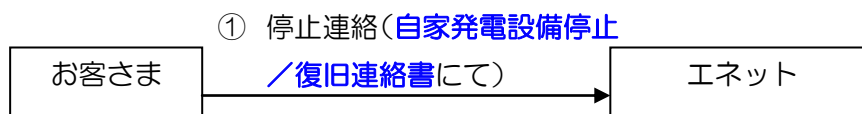
（３）連絡体制について（自家発電設備の停止）

（ア）定期点検等の理由から計画的に停止させる場合



- ・ 停止日を決定された後、停止日の**3日前**までにご連絡をお願いいたします。

（イ）故障等により突発的に停止した場合



- ・ できるだけすみやかにご連絡をお願いいたします。  
 （場合によっては日報等を確認させていただく場合があります。）

**【復旧時の連絡】**

上記（ア）（イ）問わず、自家発電設備が復旧した際には、同じ別紙にて、すみやかに復旧日時のご連絡をお願いいたします。

※1：連絡先につきましては、本書「8. 各種お問い合わせ先 （1）送配電網、受電設備および計量器に係わるお問い合わせ先」をご確認ください。